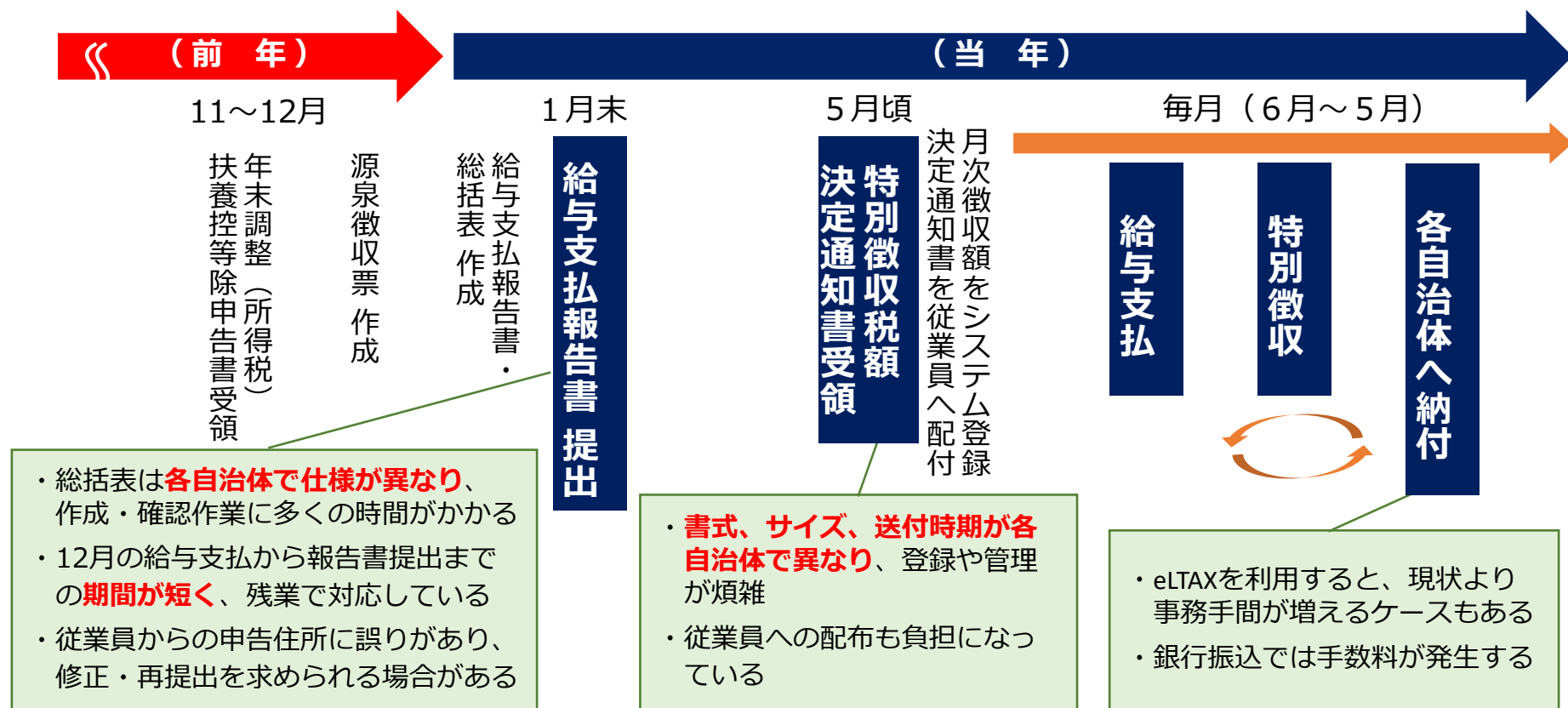


個人住民税の現年課税化について

2024年 8 月26日
日本商工会議所
理事・産業政策第一部長
加藤 正敏

1. 特別徴収事務に係る事業者負担の現状

- 事業者は既に負担している特別徴収事務のみでも対応に苦慮しており、現状以上の負担増は受け入れられない

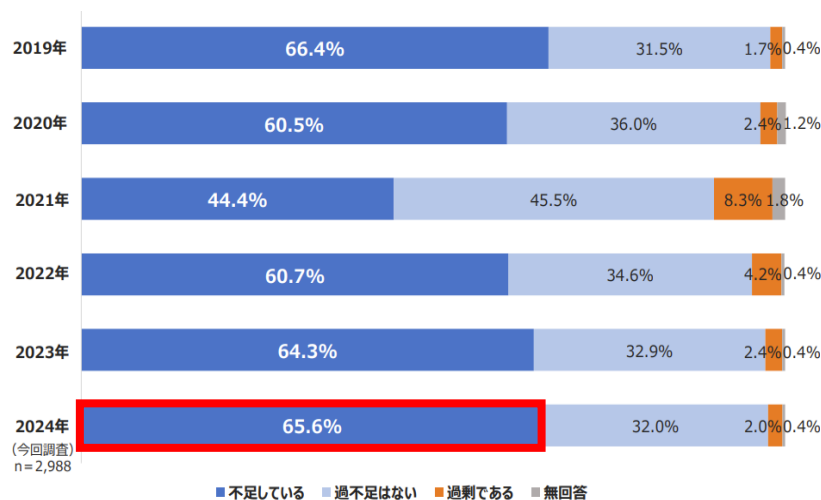


期中の変更	対 応
中途入社	特別徴収切替届出(依頼)書 または 給与所得者異動届出書を提出 (翌月10日まで)
退職・休職・死亡など	給与所得者異動届出書を提出 (翌月10日まで)

2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

- 中小企業の3社に2社が人手不足を訴える厳しい状況（図1）
- 7割超の事業者が1人でバックオフィス業務を行っている（図2）
- 6割超の事業者において、専任の従業員がおらず、代表者や営業担当者等が経理業務も担当している。また、事業規模が小さいほどその傾向が強い（図3）

【図1：人手不足の現状】



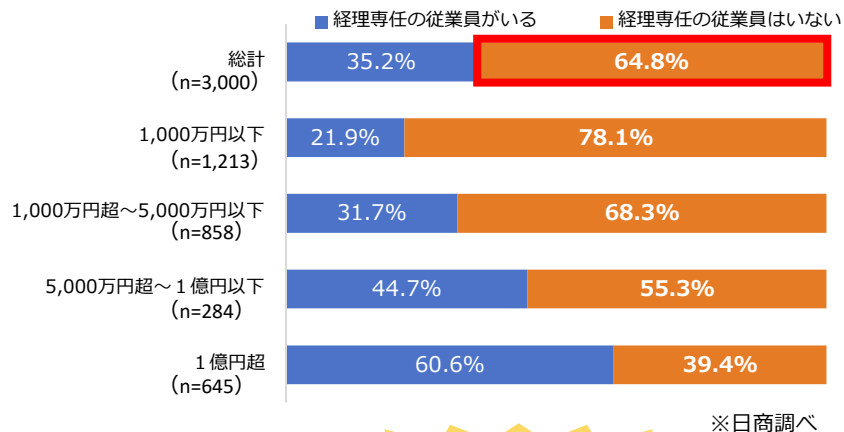
出典：日商「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」
(2024年2月14日)

経済活動の再開に伴い
慢性的な人手不足が再燃

【図2：経理業務の従事人数】 (n=3,000)



【図3：経理専任従業員の有無】



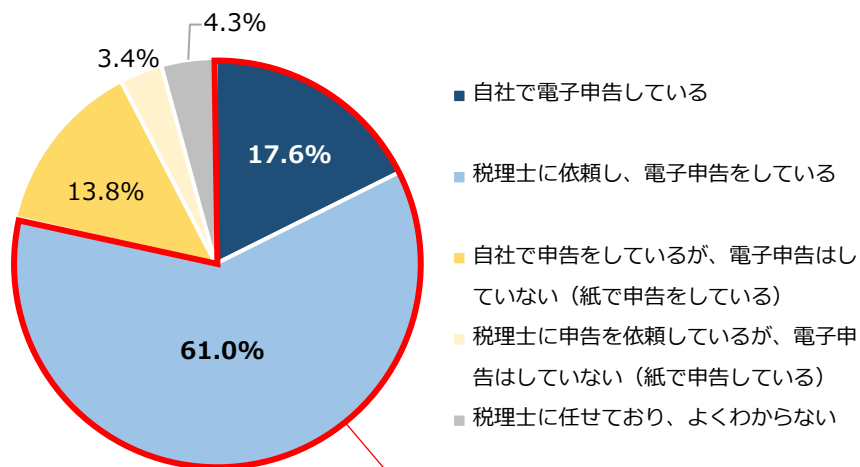
バックオフィス業務に
人的資源を割く余裕がない

2. 中小企業におけるバックオフィス体制の現状

- 約 8 割の事業者が電子申告（e-Tax）を利用している（図 4）
- そのうち、特に事業規模の小さい事業者においては、約 4 割が手作業で日々の経理事務を行っており、電子申告（e-Tax）を利用していることをもって、業務の電子化が進んでいるとは言い切れない（図 5）

【図 4：電子申告（e-Tax）の利用状況】

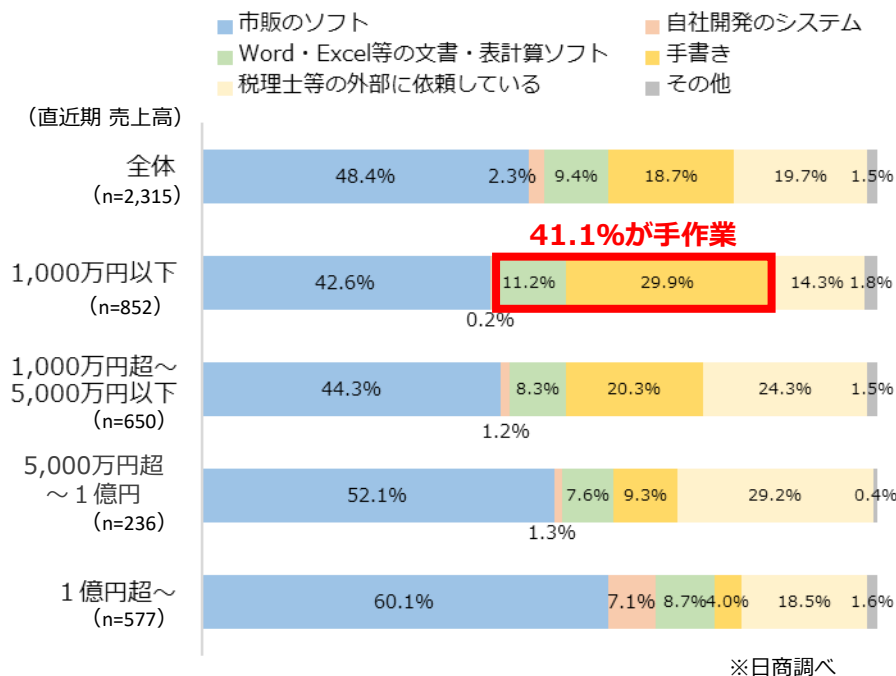
(n=3,089)



※日商調べ

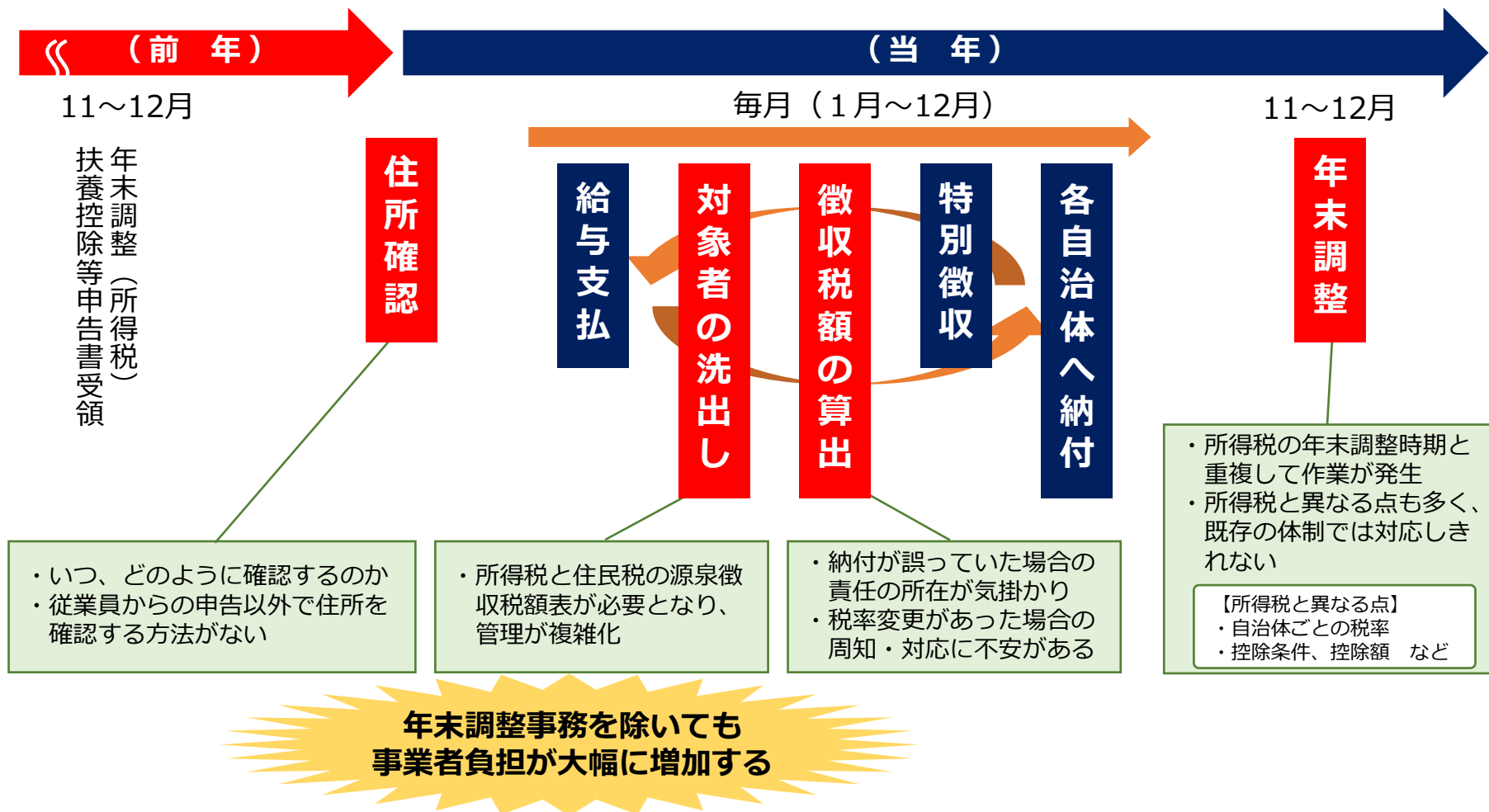
78.6%の事業者が
電子申告（e-Tax）を利用

【図 5：e-Tax利用者における経理事務の電子化の状況】



3. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の負担（所得税方式の場合）④

- 所得税と同一フローだとしても、納付先が異なることや控除内容に違いがあることから、既存の体制のままで対応することはできない



4. 個人住民税の現年課税化に係る事業者の声

バックオフィス業務の負担に関する事業者の声	業 種	従業員数
これ以上バックオフィスの事務負担が増加すれば、スタッフの増員を検討せざるを得ないが、その人員を営業活動に充てることができれば、収益が増加し、国全体として納税額も増えることに繋がるのではないか。	卸売業	64名
労働集約型の産業では、従業員の出入りが激しく、現状でも扶養控除等申告書の未提出・誤記が頻発している。1月1日時点の全従業員の住所を正確に把握することは難しい。	タクシー業	230名
300以上の自治体に給与支払報告書を紙媒体で提出している。各自治体の仕様が異なることで、多くの負担を強いられており、まずは仕様を統一してほしい。 また、現状の年末調整業務だけでも、4名のスタッフでそれぞれ30～50時間/月の時間外労働を実施して対応している。これ以上の負担増は受け入れられない。	食品製造業	約1,000名 (グループ含む)
定額減税の実務においても、所得税と住民税で対象や制度設計が異なることで対応に苦慮した。	建設業	14名
バックオフィス業務のデジタル化等に関する事業者の声	業 種	従業員数
国が制度を変えるたびにシステム変更や新システムの導入を強いられている。在庫・発注管理から経理・財務まで一元化出来れば手間は減るかもしれないが、小規模零細企業にとってはシステム導入費用をペイ出来る見込みがない。補助金を活用しても自己負担は発生するため、制度変更の負担は大きい。	卸売業	3名
バックオフィス業務のデジタル化がすべての人に合っているとは言えない。自由に選択できる幅がないといけない。	建設業	7名

5. 現年課税化による効果

- 過年度の個人住民税検討会報告書では、下記のとおり現年課税化の目的が記載されているが、現年課税化によりメリットを享受する納税者は限定的であり、ニーズは少ないと推察される

平成18年度個人住民税検討会報告書（抜粋）

- ・ 所得発生時点と納税の時点を近づけることにより、特に前年より所得が減少した者の負担感が減少する。
- ・ 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。
- ・ 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。

令和3年度個人住民税検討会報告書（抜粋）

- ・ 定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては、税の負担感が重くなる。
- ・ 働き方の多様化が進んでおり、（中略）毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功序列型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。
- ・ 1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税することができない。

現年課税化による効果

- ①前年に比べて収入が大きく減少した場合の負担感軽減
(1)定年退職翌年や年俸制における減俸時等のケース
(2)コロナ禍等による急激な所得減少のケース
- ②徴収漏れへの対応

6. 商工会議所の考え方

- 個人住民税の現年課税化は、未曾有の人手不足に見舞われる中小企業・自治体の双方に多大な事務負担を押し付け、生産性を低下させる極めて影響の大きい制度変更
- また、全ての国民・企業・自治体のうち、現年課税化を望む者がどれだけいるのか、定量的に示されたこともなく、そもそものニーズがどれだけあるのかも不明
- 上記を踏まえれば、現状の仕組みのままで個人住民税の現年課税化は反対と言わざるを得ない。なお、現年課税化を進める場合においては、企業の追加負担がないようにすることが必須である

日商「令和6年度税制改正に関する意見」（2023年9月）抄

● 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。（略）現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。（略）個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

● 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること（以下、略）

